

日系食品農業関連企業の海外事業展開の動向とその規定要因 —— 質的選択モデル（トービット・モデル）の適用と 遼寧省・江蘇省の現地調査からの接近 ——

加賀爪 優

Masaru KAGATSUME: Determining Factors for Foreign Direct Investment by Japanese Food and Agricultural Companies —— An Approach by the Application of Tobit Model and Field Survey in Liaoning and Jiangsu Provinces in China ——

This paper aims to investigate the movement of foreign direct investment (FDI) by Japanese food and agricultural companies and the factors determining this movement. By applying the Tobit model for qualitative selection, the following points were clarified. The four business types, namely, agricultural manufacturing, food manufacturing, food wholesale and restaurants, were analyzed to understand the factors determining FDI by Japanese food and agricultural companies. It was found that the larger the company's sales amounts and employment size, the larger their FDIs. In addition, the FDIs of companies working in the Asia-Pacific region tended to be smaller than that of those working in the other regions. On the other hand, the FDIs of companies working in the NAFTA region tend to be larger than that of those working in the other regions. FDI sizes of companies working in the EU region tend to be midway between those in the two regions already discussed. Moreover, the FDIs made in the 1980s tend to be larger than those made in the other decades.

In order to confirm the actual movement of FDIs of Japanese food and agricultural companies, field surveys were carried out in Liaoning and Jiangsu provinces in China. Based on this part of the study, the following points were clarified. Japanese food companies working in Liaoning and Jiangsu provinces in China have been enjoying better infrastructure conditions to some extent, as far as electricity and water resources in coastal zones, especially in economic development promotion areas, are concerned. However, some of them have suffered because of unreliable regulations by the local governments, which were often changed without any advance notification and applied retroactively. Some of these companies have complained about the lack of compliance with international agreements, such as WTO and patent protection rules.

1. はじめに

2007年度の実績では、東アジア地域における日系現地法人による食品部門の売上高は1兆6886億円であり、対前年比で26%の増加である。また、その業種別の割合は、食料品製造業49%、卸売業24%、飲料製造業16%、小売業8%となっている。さらに、食品の販売先別売上高割合を見ると、現地販売・第3国向けが全体の89%となっており、日本向け販売の割合は11%に過ぎない。つまり、近年の日系食品産業の海外事業展開の中で、日本へ

の輸出拡大による我が国食品産業との競合・圧迫という意図せざるブーメラン効果が一時期、危惧されたこともあるが、最近では必ずしもその傾向は見られず、むしろ、現地および第3国の市場拡大に向けて積極的に貢献しているといえる。

最近の研究結果によれば、食料農業部門における貿易の拡大の可能性は、伝統的な産業間貿易（または垂直分業）よりも同一産業内での相互貿易に基づく産業内貿易（または水平分業）による方が大きくなっている。さらに最近では、その生産段階における各工程間の貿易（フラグメンテーション）が貿易全体を拡大させる上での重要性を増してきている（若杉隆平「日本企業の直接投資」『三田学会雑誌』、90巻2号）。一方、日本・中国・韓国の間で、食料農産物に関する相互の産業内貿易（水平分業）指数を用いて検討すると、韓国は中国や日本との産業内貿易指数が比較的高く、特に韓国と日本間において高い。またこの指数は中国と日本間では、3国の関係の中で最も低い値となっている。このことから、農産物の品目にもよるが、これらの地域における地域貿易協定は、日本と中国間ではかなり難しいのに対して、日本と韓国間では比較的進展しやすい関係にあり、韓国と中国間ではその中間ということになる。また地域内顕示選好指数を用いた研究では、品目毎に貿易面（輸出と輸入の各側面）において各国間の競合性と補完性が異なることが指摘されている（加賀爪優「東アジア共同体構想における農業・環境問題と産業内貿易の意義」『生物資源経済研究』、第14号、2009年3月）。

こうした既存の研究結果を踏まえて、本研究では、我が国商社および食品企業の開発輸入や技術協力を通じた産業内貿易の活動が、食料農業部門における海外進出企業の全体（世界の全地域で事業展開する日系食品企業）に関して、いかなる要因に規定されているかについて計量的に解明すること、また、その帰結を補完する意味で差し当たって東アジアにおける現地企業の最近の動向について現地調査により実証分析することを目的としている。

2. 研究の概要と位置付け

WTOのグローバルな自由化の動きが停滞しつつある中で、FTAやEPA等の地域貿易協定の動きが益々活発になりつつある。こうした状況の中で、日豪FTAやアジア太平洋共同体構想が検討されており、我が国農業にとって大きな懸案事項となっている。その際、後者のメンバー国の範囲については、①日本・中国・韓国3国の案、これにアセアンを加えた②（アセアン+3）案、さらに、オーストラリア、ニュージーランドとインドを加えた③（アセアン+6）案の3つの案が議論されている。本分析に続くより長期的な研究プロジェクトにおいては、この（アセアン+6）の案に準じて、主にアジア太平洋地域で展開される商社や食品企業の開発輸入の実態とその規定要因、さらに食品安全性等の問題に絡む検疫制度、残留農薬基準および市場制度の国際的調和・調整過程の効果と日本への影響について実証的に解

明することを計画している。¹⁾

加えて、本来、アジア太平洋共同体構想が EU や NAFTA に対抗することを念頭においていることを考慮して、必要に応じて EU 等の動向をも分析対象とする。

このように、本稿の分析をもとに今後に予定している長期的な研究プロジェクトの目標は、自由化を迫られる中で、それと整合的な農業政策のあり方および可能な選択肢の組合せを明らかにし、特にそれを海外進出企業のパネル分析と食料農産物貿易の実証分析を通じて解明することにある。その際、食料のバイオ燃料原料への仕向けがもたらした国際食料価格の混乱は、企業の海外進出と事業展開にどのような影響を与えたか、また、セルロース系の非食料を原料とする第2世代バイオ燃料への動きがもたらす影響についても実証的に検討する。こうした分析を通じて、農林水産省が取り組んでいる「東アジア食品産業活性化戦略」のあり方とその効果を定量的に示すことが本稿に続く長期的な研究プロジェクトの目標である。²⁾

本稿では、差し当ってこれらの長期的な研究プロジェクトの前段部分の分析結果を取り纏めた。

3. 日系食品企業の海外事業展開の現状と政府の対応

図1は、東アジアを中心とする日系食品企業の海外事業展開を現地法人数の形で示したものである。

これらの地域において、特に食料農業分野の日系企業は、現地で多くの問題に遭遇している。たとえば、進出企業の食料農産物がしばしば模倣品により市場シェアを奪われており、また土地使用に係わる環境面等での規制や不十分なインフラに直面している実態および資本や原材料等の現地調達比率に関して厳しい規制の下での操業を強いられている。特に、FTA の実践過程で海外進出企業に必要な原産地証明の手続きには膨大な作業量を要する。こうした状況を考慮して、その生産過程における原材料の調達先および製品の輸出先の規定要因とそれが日本との貿易関係に及ぼす影響、さらに進出企業の経営状況を決定づける要因等について実証的に分析する必要がある。

現在、オーストラリアや中国、ASEAN 地域に対して多くの日系商社や食品企業が開発輸入や技術協力を通じて産業内貿易を展開している。最近の研究によれば、世界の貿易額の拡大の速度は関税やその他の貿易障壁の低下の速度以上の率で拡大している。この状況をもたらしているのが、商品の生産工程における工程間分業あるいはフラグメンテーションの拡大である。このことは、食料農業部門においても生じており、例えば、青果物の改良種子を日本で開発して韓国等に輸出し、この輸入された改良種子を栽培して生産された青果物が韓国から日本に輸出されている。こうした農業内での「産業内貿易」の拡大は、輸入保護だけで

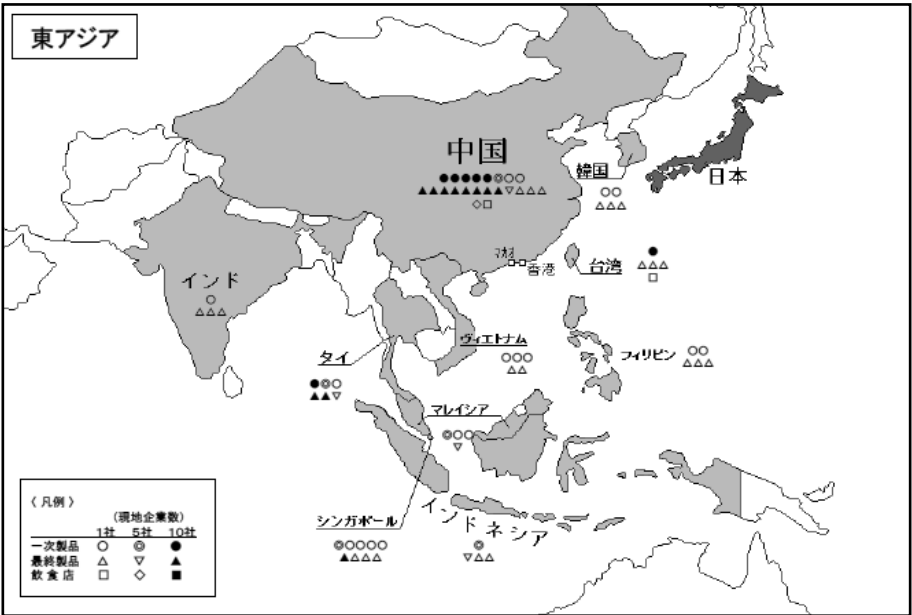


図1 主な食品産業の東アジア投資状況（現地法人数）

農林水産省総合食料局「東アジア食品産業活性化に係る現状と課題について」（文献〔6〕）、2006年7月
資料：東洋経済「海外進出企業総覧」（2005年）

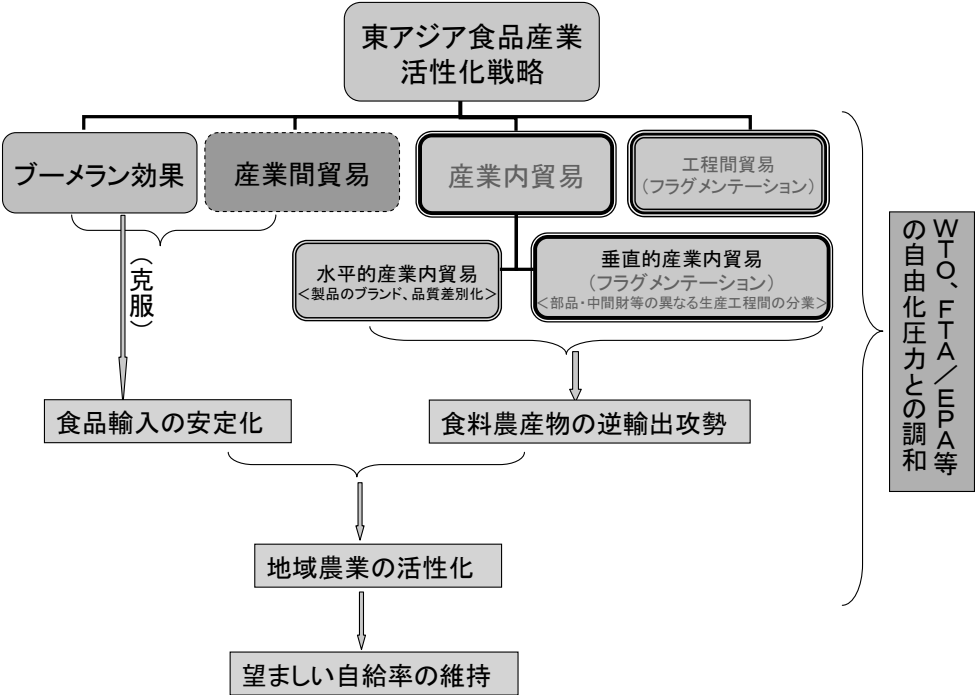


図2 東アジア食品産業活性化戦略とその潜在的波及効果

はなく逆輸出攻勢に転じる可能性を切り開くという点で、WTO や FTA の自由化圧力と調和する形で国内農業を発展させることに貢献しうる。³⁾

前述したように、国際貿易市場の動向は既に伝統的な産業間貿易の段階から、各国が自国の各産業部門を維持した上で、各々の産業部門内で貿易し合うという産業内貿易の段階に移行しつつある。これは食料農業部門においても妥当しており、多くの国が食料農業部門内部において貿易し合う状況になりつつある。日系食品企業による海外事業展開の最近の動向とそれに対する農水省の対応はまさにこうした風潮を後押しするものである。この状況は、図2のように示される。

ここで、日系食品企業の海外事業展開における最近の動向および数年前より政府が取り組んでいる「東アジア食品産業活性化戦略」は、海外直接投資先における食品産業の競争力を高め、日本への輸出の拡大を通じて日本の食料農業部門を圧迫するというブーメラン効果が一時期、危惧された。しかし、最近の傾向では、日系食品企業の現地法人からの日本向け輸出は全体の約11%に過ぎず、大部分(89%)は現地市場向け販売および第三国向けの輸出となっている。このことから、このブーメラン効果の危惧は、最近の自由化圧力のもとで食品輸入の安定化政策により既に克服されていると見て良い。そこで、産業内貿易が注目される訳であるが、これは、製品のブランド化や品質差別化に基づく「水平的産業内貿易」と部品や中間財等の異なる生産工程間の分業に基づく「垂直的産業内貿易」に分類される。そうした中で最近では、徐々に前者から後者へと重要性が移行している。さらに、工程間分業(いわゆるフラグメンテーション)が国際貿易全体の拡大に対する主要な原動力となっており、この傾向は、我が国にとっては、やり方によっては、食料農産物の逆輸出攻勢に転じる可能性をも秘めている。このように、食品輸入の安定化と並んで、逆輸出攻勢の戦略は、WTO や FTA/EPA 等の自由化圧力とも調和しうる政策である。また、この逆輸出攻勢の戦略は、地域農業の活性化にもつながり、ひいては、望ましい自給率の維持に貢献しうるものである。⁴⁾

4. 質的選択モデル(トービット・モデル)による接近

——日系食品農業関連企業の海外直接投資(全世界向け)の規定要因——

(4.1) 質的選択モデル

周知の通り、質的選択モデルには、プロビットモデル、ロジットモデル、トービットモデルが良く知られている。これらのうち前2者は、通常の重回帰モデルと比較して、被説明変数(従属変数)が離散変数であるため、また、トービット・モデルの場合は、直接的に利用しうるデータの観察範囲(サンプリング・カバレッジ)が従属変数と説明変数の間で異なりうるため、誤差項に通常の連続確率分布を想定できない。それ故、特殊な分析手法が必要と

なる。

こうした分析には、媒介項として観察不可能な潜在変数という概念を導入する。ここでは、海外直接投資予定額 FI^* を考察する。潜在変数 FI^* と説明変数 X_i （例えば企業の売上額や従業員の規模、進出地域、進出年次、営業業種など）との間に以下の関係を仮定する。

$$FI^* = \beta_1 + \beta_2 X_i + e_i$$

現実の海外直接投資行動 FI と FI^* との関係は

$$FI = \begin{cases} 1, & FI^* > 0 \\ 0, & FI^* \leq 0 \end{cases}$$

によって関係づけられる。ここで、 FI^* は特定地域への新たな海外直接投資予定額である。これがプラスの企業は、アンケートにおいてその地域へ進出して海外事業展開をすることに関心がある（ $FI = 1$ ）と答えることになり、特定地域への海外直接投資予定額がゼロ以下の企業（つまり、海外事業展開を縮小または撤退する企業）は、アンケートにおいてその地域へ進出して海外事業展開をすることに関心がない（ $FI = 0$ ）と答えることになる。

このモデルでは、海外事業展開すると答える確率を P_i とすると

$$\begin{aligned} P_i &= \Pr (FI = 1) \\ &= \Pr (FI^* > 0) \\ &= \Pr (\varepsilon_i > -(\beta_1 + \beta_2 X_i)) \\ &= \Pr (\varepsilon_i < (\beta_1 + \beta_2 X_i)) \dots\dots\dots (3) \end{aligned}$$

となる。

この式を用いて分析するためには、誤差項 ε_i に関する分布関数を特定化する必要がある。これに標準正規分布を仮定するのがプロビット・モデルである。

標準正規分布の場合の累積分布関数を使用すると、(3) 式は

$$\begin{aligned} P_i &= \Pr (\varepsilon_i < (\beta_1 + \beta_2 X_i)) \\ &= \Phi (\beta_1 + \beta_2 X_i) \\ &= \frac{1}{\sqrt{2\pi}} \int_{-\infty}^{\beta_1 + \beta_2 X_i} \exp\left(-\frac{z^2}{2}\right) dz \end{aligned}$$

この分布関数のパラメータ β_1 、 β_2 をデータに対して最も当てはまりが良くなるように決定する訳である。

このようにプロビット・モデルは、数学的に扱い難い標準正規分布の累積分布関数を使用することになるため、多くの実証分析では、標準ロジスティック分布の累積密度関数、

$$\Delta (\beta_1 + \beta_2 X_i) = \frac{1}{1 + e^{-\beta_1 - \beta_2 X_i}}$$

を想定したロジット・モデルが多用される。

(4.2) トービット・モデル 〈閲覧モデルと切断モデル〉

従属変数に制約がある場合の第2タイプのモデルがトービット・モデルであり、これは、従属変数の値の取り得る範囲に対して何らかの制限が課されているケース(打ち切りデータ・モデル)である。

プロビット・モデルやロジット・モデルの従属変数が離散的データであるのに対して、トービット・モデルの場合は、通常、従属変数は連続的な実数が分析対象となる。このトービット・モデルには、閲覧モデル(Censored model)と切断モデル(Truncated model)の2種類がある。

閲覧モデルの場合は、従属変数のデータがサンプルの調査対象となる範囲でのみ収集されるが、説明変数に関しては各サンプルの全ての範囲の属性データが収集されているケースである。

他方、切断モデルの場合は、従属変数も説明変数も共に各サンプルの調査対象となる範囲のみのデータが収集されており、調査対象とならない範囲のデータはどの変数(従属変数も説明変数も)についても使用しないケースである。

閲覧モデルの場合にも、他の質的選択モデルと同じく潜在変数が導入される。本稿の分析対象の場合、例えば、潜在的な直接投資予定額 FI^* は、

$$FI_i^* = \beta_1 + \beta_2 X_i + e_i$$

ここで、モデルの被説明変数 FI は、新たな海外直接投資を計画する企業については直接投資予定額そのもの FI^* であり、海外直接投資を縮小または撤退する企業の場合にはゼロ以下となる。この背景には、次の判断がある。ある地域(i)に進出することによって得られる期待利潤を π_i とすると、

$$\pi_i = \gamma_0 + \gamma_1 Z_i$$

ここで、 Z_i は特定地域に海外進出する企業の期待利潤を規定する要因となる種々の変数である。この期待利潤がプラスならば、この企業は潜在変数としての海外直接投資計画を実施しようとするが($FI_i = FI_i^*$)、期待利潤 π がマイナスならば潜在的な海外直接投資計画を控えることになる($FI_i = 0$)。

$$\text{If } \pi_i > 0 \quad \text{then} \quad FI_i^* > 0$$

$$\text{If } \pi_i \leq 0 \quad \text{then} \quad FI_i^* \leq 0$$

つまり、まず各企業は海外進出するか否かを意志決定し、つぎに進出決定する企業に関してその海外直接投資額の大きさ(の規定要因)を分析することになる。従って、潜在変数 FI^* と現実の海外直接投資 FI との関係は以下の通りとなる。

$$FI = \begin{cases} FI^*, & FI^* > 0 \\ 0, & FI^* \leq 0 \end{cases}$$

つまり、質的選択モデルのプロビット・モデルやロジット・モデルとトービット・モデルとの違いは、潜在変数の値がプラス($FI^* > 0$)の場合に前者では従属変数は1に対応するの

に対して、後者では従属変数が潜在変数の値そのものに対応することである。また、両モデルの場合とも、潜在変数の値がゼロ以下 ($FI^* \leq 0$) の場合には、従属変数は0に対応する。

(4.3) トービット・モデルの推定結果

このモデルの推定にあたっては、グローバルに海外事業展開している日系食品・農業関連企業のデータ（世界全地域への進出データ）に関して、東洋経済「海外進出企業総覧」（会社別編）の最新（2009年）版を使用した。この統計書から、農林水産業、食品産業、食品卸売業、飲食・外食業の各業種部門ごとに、モデルの推定のために必要なデータを抽出した。つまり、これらの業種部門ごとに、海外直接投資額、従業員、売上高、進出分野、進出年次、進出地域に関する情報を変数として使用し、この中で、海外直接投資額を従属変数とするトービット・モデルを推定した。その主要な推定結果と解釈は、以下の通りである。

ここで、各記号の意味は次の通りである。

FDIB：（1社当り海外直接投資額、10億円）

SB：（売上額、10億円）

ET：（従業員、千人）

APCC：（アジア太平洋地域ダミー、アジア太平洋地域は1、その他は0）

NAFTA：（北米自由貿易地域ダミー、北米自由貿易地域は1、その他は0）

EU：（欧州共同体地域ダミー、欧州共同体地域は1、その他は0）

_89：（1980年代進出ダミー、1980年代は1、その他は0）

表1 （モデル1）農林水産業の推定結果 〈従属変数：1社当り海外直接投資額 FDIB〉

説明変数	係数	z 値	p 値
定数項	-1.195	-1.74	0.08
SB（売上額）	0.022	17.2	0.00
ET（従業員）	1.319	3.47	0.00
APCC（アジア太平洋地域）	-2.438	-2.25	0.02
NAFTA（北米自由貿易地域）	0.733	1.067	0.28
EU（欧州共同体）	-2.142	-0.838	0.40
_89（1980年代進出ダミー）	0.077	0.195	0.84
対数尤度 = 22.3 AIC = -0.872 サンプル数 = 33			

モデル1は、農林水産業関連企業に関して、1企業当り海外直接投資額を従属変数としたトービット・モデルの推定結果である。この結果は、売上額が大きく雇用規模の大きい農林水産業関連企業ほど、海外直接投資は大きくなる傾向にあることを示している。また、進出先別に見ると NAFTA 地域への進出企業は、他の地域への進出企業よりも企業当りの海外

直接投資額は大きい、EU やアジア太平洋地域への進出企業の場合にはその海外直接投資額は比較的小さい傾向にあることが示される。また進出年に関しては、1980年代にそれ以前に比べてより大きく企業当たり海外直接投資が拡大したことを示している。

表2 (モデル2) 食品産業の推定結果 (従属変数：1社当たり海外直接投資額 FDIB)

説明変数	係数	z 値	p 値
C (定数項)	-30.837	-2.78	0.00
SB (売上額)	0.030	0.15	0.87
ET (従業員数)	8.608	1.55	0.11
APCC (アジア太平洋地域)	-18.149	-1.90	0.05
対数尤度 = -122.9 AIC=1.96 サンプル数 = 130			

モデル2は、日系食品企業に関して、その海外直接投資額を従属変数としたトービットモデルの推定結果である。この結果は、売上額が大きく、雇用者数の規模が大きい日系食品企業ほど、その海外直接投資額も大きくなる傾向にあることを示している。また、進出先別に見ると、アジア太平洋地域に進出している日系食品企業は他の地域への進出企業に比較して海外直接投資額が小さい傾向にあることが分る。これらの結果は農林水産関連企業の場合と同様であるが食品企業の場合には特にサンプルサイズが大きく幾つかの例外的なサンプルが種々含まれるせいか、他の説明変数の組合せは有意には推定されなかった。

表3 (モデル3) 食品卸売企業の推定結果 (従属変数：1社当たり海外直接投資額 FDIB)

説明変数	係数	z 値	p 値
C (定数項)	-0.052	-0.31	0.75
SB (売上額)	-0.008	-0.17	0.86
ET (従業員数)	1.159	4.99	0.00
APCC (アジア太平洋地域)	-0.231	-1.55	0.11
_89 (80年代進出ダミー)	0.232	1.39	0.16
対数尤度 = 35.6 AIC=-2.12 サンプル数 = 28			

モデル3は、日系食品卸売り企業に関して、その企業当たり海外直接投資額を従属変数としたトービットモデルの推定結果である。この結果は、見かけ上は売上規模の大きい企業の場合に海外直接投資額が小さくなる傾向のあることを示しているが、この係数の推定値は統計的に有意ではない。また、従業員規模の大きい企業ほど、その海外直接投資額も大きくなる傾向にあることを示している。さらに、進出地域別に見ると、アジア太平洋地域へ進出している企業の場合には、他の地域に進出している日系食品卸売企業に比較して、その1社当たり

海外直接投資額が小さい傾向にあることが示される。加えて、進出年次別に見ると、1980年代に進出した日系食品卸売企業はそれ以前の年代に進出した企業に比較して企業当たり海外直接投資額が拡大していることが読み取れる。

表4 (モデル4) 飲食・外食企業の推定結果 〈従属変数：1社当たり海外直接投資額 FDIB〉

説明変数	係数	z 値	p 値
C (定数項)	0.338	2.21	0.02
SB (売上額)	0.038	1.23	0.21
ET (従業員)	-0.388	-0.64	0.52
APCC (アジア太平洋地域)	-0.259	-1.38	0.16
_89 (80年代進出ダミー)	0.298	1.22	0.21
対数尤度 = 8.85 AIC = -0.38 サンプル数 = 15			

モデル4は、日系の飲食・外食企業に関して、その1社当たり海外直接投資額を従属変数としたトービット・モデルの推定結果である。この結果は、売上規模の大きい日系外食・飲食企業ほど、海外直接投資額も大きくなる傾向にあることを示している。しかし、従業員規模の大きい企業の場合には海外直接投資額が逆に小さくなる傾向にあることが示される。これは外食・飲食産業のようなサービス産業の場合には従業員規模は必ずしも企業の経営規模を反映しないという状況を示唆しているとも考えられるが、この係数推定値は統計的に有意ではないので余り断定的に解釈することはできない。また、進出地域別に見ると、アジア太平洋地域へ進出している日系飲食・外食企業の場合には、他の地域に進出している企業に比較して1社当りの海外直接投資額は小さい傾向にあることが示される。加えて、進出年次別にみると、1980年代に進出した日系飲食・外食企業は、概してそれ以前の時期に進出した企業に比較して1社当りの海外直接投資額が拡大していることがわかる。これは、海外に進出している他の業種の日系食品農林水産関連企業の場合にも共通している。

以上のモデル分析について、日系企業の4つの業種別の推定結果を比較すると、農林水産業と食品産業は共に製造業であり、この両者では符号条件は殆ど同一で、理論的に期待される通りである。他方、食品卸売業と飲食・外食業は共にサービス業であり、この2つのサービス業のうち、前者では、売上額の係数推定値の符号がマイナスであるのに対して、後者では、従業員数規模の係数推定値の符号がマイナスであった。サービス業の場合、これらの説明変数は必ずしも企業の経営規模を正確に反映しているとは言えない面もあるため、敢えて言えばこの推定された符号条件は理論的に説明できない訳ではないが、どちらも係数推定値が統計的に有意ではないので、それ自体に特に大きな意味は無いと見るべきであろう。

5. 中国遼寧省（大連市・瀋陽市）と江蘇省（蘇州市）における現地調査

本分析に当って、以上のモデル分析の推定結果を現場からの情報で補足する意味で、筆者は2009年12月から2010年1月にかけて、中国遼寧省（大連市・瀋陽市）と江蘇省（蘇州市）において、日系食品企業の海外進出動向の現地調査を行った。その際のインタビュー結果の概要をまとめると、以下の通りである。

（A）日系農業関連企業（S社）〈蘇州・大倉市〉

この日系企業の設立年次は1998年であり、社員構成は55名のうち、日本人が5名、中国人が50名である。

①資本構成の背景

この企業の資本構成は、日系S社が93.8%出資、現地企業が6.2%出資の合弁企業である。この背景には以下の事情がある。というのは、1997年までは、種子産業の業種において外資企業による100%出資の進出が容認されていたが、1997年に、中国農業部、林業部、対外経済貿易部、国家発展委員会による審議の結果、新しい法律が制定され、それ以降は、種子産業においては、外資100%の企業進出ができなくなり、合弁しか認められなくなった。この企業（S社）の設立は1998年なので、合弁の形を取らざるを得なかったのである。

②会社の事業内容

この企業S社は生産工場という位置づけであり、その主力商品は、野菜と花の種苗である。中国で種子を生産して、その種子を世界へ輸出している。その際、原種を外国から中国に持ち込んで、中国で生産するという体制をとっている。具体的には、日本で生産したオスの原種とメスの原種とを中国で掛け合せて、商品（F1）を作る。このF1を日本に送って加工して商品化し、日本で品質検査する。その過程で中国に相応しいF1を中国で栽培して、中国で選別して、世界へ輸出する。従って、流れとしては、日本での品質検査の後、一旦、日本国内から中国へ運び、その後中国から世界へ輸出するという形態をとる。

原種に関する企業秘密を守るため、中国では原種を作らない。中国で原種を作ると、新品種開発の成果が保護されないからである。

③商品の検査

現在の段階では日本で品質検査を行うが、将来的には、中国で日本の検査機関による品質検査を実施することが望ましい。この企業の場合、品質検査には外国検査機関の立会いはない。S社はその検査資格を持っている。検査人は全員S社内のスタッフである。

④待遇の変化

本来、種子産業は農業の基本である。S社は主に食品の研究開発を行うので、設立当時は奨励産業として優遇されたが、外国（特に韓国）の種子産業が活躍しすぎたので、つい最近、奨励産業から制限産業に移行された。このように、種子産業の規制は次第に厳しくなってい

る。奨励産業としては、S社は2年間の免税、3年間の半額免税と優遇待遇を受けてきた。しかし、5年を過ぎると、普通に税金を払うことになった。

⑤外国企業の奨励と制限

中国は外国企業の進出に関して、(i) 奨励業種、(ii) 制限業種、(iii) 禁止業種に区別して対応している。しかし、この範疇が中国自身の経済発展と共に変更される状況にある。例えば、鉄鋼関係は以前は奨励業種であったが、最近では制限業種になっており、アルミやセメント、ゴルフなど環境に悪影響をもたらす業種は禁止業種になっている。農林水産関連では、種苗産業は以前には奨励業種で幾つかの優遇措置を受けていたが数年前から制限業種に変更され、逆に種々の規制を受けている面もある。

⑥優遇措置（2免3減制）

中国では、海外進出企業の誘致に関して、「2免3減」という制度があり、進出して最初の利潤達成後2年間は免税するが、3年目から3年間は課税額を半減するという措置を与え、5年目からは、国内企業と全く同様に通常の課税をすると言う制度である。因みに今回、訪問した日系企業は全て、この優遇措置の期間を既に過ぎていた。^{5),6)}

⑦インフラ

この現地企業の場合インフラに関しては特に問題はない。3、4年前まで、停電の問題があったが、今はない。この地域を選択した理由は、中国のちょうど真ん中にあり、巨大市場の上海に近いので販売先として、この場所を選んだ。

⑧為替リスク

輸出・輸入両方とも関与しているため、その影響は相互に相殺されるので為替リスクの影響はあまり大きくない。但し、元高の傾向は輸入素材に関して現地の生産コストをつり上げる。将来、上海の先物市場ができれば、為替リスクを回避できるかもしれない。

⑨労賃上昇およびインフレの影響

最近では、中国での労賃上昇のために、日系企業が中国からタイやベトナムなど労賃の安い国へシフトしている。種子産業の企業も中国から外国へシフトしている。そうになると、中国は生産工場ではなく、販売先としての市場になっていく。一方、他の日系企業と違い、S社の日本人スタッフは中国の物価の現状はインフレ傾向ではなく、むしろ地域によっては物価は下落傾向にあると認識していた。

⑩遺伝子組み換え物質 GMO について

GMOを含む農産物は、現在の中国では食用には認められないが、将来は加工した食品農産物については、GMOを認めるようになりつつある。食料確保を保証するために認めざるをえなくなる。現在は、日本から輸出するとき、GMOが混入していないことの証明をつける必要がある。

⑪周りの農家との提携

F1の栽培に関して、周囲の農家との技術提携はあまりない。それには次の二つの理由が

ある。

- (i) 栽培はもっと労賃の安いところ（例えば甘肅省など）に委託する。
- (ii) 労賃が安いことよりも、蘇州太倉市は雨が多く、種子の栽培には相応しくない。

⑫環境調和型の商品開発と植物登録申請問題

この企業では、日陰でしか栽培できなかったインパチェンス（アフリカヒガンソウ）を改良して、CO₂とホルムアルデヒドを多く吸収する環境に優しい新品種（サンパチェンス）を開発した。この花は今までにない全く新しい品種であるが、この新品種を上海万博用に宣伝ブースを設ける計画である。これはその花の一部を挿し木すれば簡単に増やせるので新品種の特許権保護を獲得し難いという問題に直面している。

⑬中国政府への期待

- (i) 中国での植物登録申請についての諸問題

植物新品種保護に関する国際条約（UPOV 条約）をきちんと守ってほしい。そうでないと、多大な損害を被る。S 社の開発したサンパチェンスなどは元のインパチェンス属植物が中国政府発表の登録受付リストに含まれていないので、申請すらできない状態が続いている。もし品種登録ができないと、すぐ模倣されるので一年の商売しかできない。中国政府は品種登録を実施しつつあるが、もっと速度アップすることを期待している。⁷⁾

中国は UPOV を 1978 年に批准しているが、1991 年の新ルールはまだ批准していない。それ故、中国での登録申請可能な品目はまだ限られている。1978 年当時の古い UPOV 条約は批准した国の間でだけ品種登録できる制度であった。この条約は、1991 年に改正されたが、これ以降は、世界を一つと見て登録された品種はどこでも保護されることになった。しかし、それ以前の条約の内容では、批准していない国では品種登録の申請ができない状況である。

- (ii) 外資系種子企業に対する企業活動制限の問題

種子産業は中国で国家安全保障上の重要産業として位置づけられており、WTO 加入した現在でも国内種子産業の保護のため、外資系種子企業に対する活動制限がまだ残っている。

すなわち、外資系種子企業に対しては 100% 外資独資での会社設立を認めず、さらに自社生産品（＝中国国内で自社採種したもの）しか中国国内での直接販売を認可していない。⁸⁾

- (iii) 販売の規制

中国で生産された S 社の商品は中国で直接販売できるが、同じ親会社でも、日本から輸入した種子は中国で直接販売できない。以前に韓国の種子企業が中国で乱売した時期があったため、その動きを抑えるための措置がとられるようになった。こうした状況は、厳密には、WTO の規則に反しており、国際協定に従うことを望んでいる。

⑭日本政府への期待

- (i) 現在時点では、政府が細かいところまで結構ケアしてくれている。
- (ii) 本当にアジアに進出しようとするためには、抜本的に現在の農業政策を変える必要があり、もっと現場に目を向けて戦略的に実施すべきである。

- (iii) 農産物全般に対して一律の政策ではなく、個々の農産物ごとに木目細かな政策にすべきである。例えば、野菜と花のような園芸作物は日持ちしないので地産地消を推進する一方で、競争力のない穀物は輸入に任すというような政策等が必要である。
- (iv) 品種登録の問題に関しては、日本政府から中国政府に国際的な条約を遵守するよう、もっと圧力をかけてほしい。中国はUPOV条約に加盟していることになっている。しかし、古いUPOV条約は批准しているが、1991年の新しいUPOV条約はまだ批准していない。
- 結局のところ、日本政府に一番期待するのは品種登録問題と個々の農産物に対応した個別の戦略的な支援である。

(B) 日系食品企業 N 社〈遼寧省大連市〉

①労働・資本構成等

この日系企業（N 社）の場合、定年を終えた日本人が現地企業をサポートするために滞在している。この企業の同族現地企業には240人の労働者がおり、そのうち、中国人が234人、日本人が6名いる。中国人労働者は30代後半が多い。資本構成に関しては、1988年には、日本側と中国側が50%ずつ出資していたが、経営が上手く行かず、1996年から日本側の主張で100%日本出資になった。

②日本向け輸出

日本向けの輸出は、水餃子、メラミン事件で、N 社の日本向けの輸出が年々減少している。2006年には15万6000トン、2007年には13万6000トン、2008年には8万6000トン、2009年現在では4万3000トンまで減少した。

③アメリカへの輸出を模索

日本向けの輸出が厳しい現在、とりあえずアメリカへの輸出を試みている。中国はアメリカから大豆を輸入しているが、N 社は2009年にアメリカの市場調査を行い、これからアメリカへ有機大豆を輸出しようと考えている。アメリカは5%の遺伝子組換え混入が許されるので、日本より輸出し易いと判断している。

④中国国内市場

中国国内市場は好調であり、大豆を含め、あらゆる農産物に対する需要が増えている。ちょうど日本の1960から1970年代の事情と似ている

⑤環境問題での影響

中国国内の環境規制はますます厳しくなっているが、N 社にはあまり影響はない。主に食品大豆の選別事業が中心なので、元々、環境問題とあまり関係がない。また、バイオ燃料へ穀物を仕向けるという国際的動向にもあまり影響されない。バイオ燃料生産の場合、蛋白質だけを使用しているので、N 社の取り扱う油とは直接には関係しない。

⑥原材料の調達

N 社およびその同族現地企業は中国東北部産の大豆を使っている。例えば、味噌を作る

場合は、中国東北地方の大豆が一番適する。アメリカの大豆より、中国の大豆の方が適する。中国東北部の大豆産出量が少ないため、原材料の確保から商品の販売まで、台湾の統一会社と良きライバルになっている。

⑦インフラの状況

中国南部では停電がよくあったが、大連北良港内には独自の発電所があるため、特に問題はない。水に関しても特に問題はない。

また、別の企業の場合には、一時的な電力不足のために突然停電になることがしばしば生じた時期があった。このため、この企業では進出地域で独自の自家発電設備を整えたということである。

また、水資源不足の制限から地域によっては規制が加えられた時期があったが最近では少ないという。

⑧新労働契約法

2008年新労働法までは1年ずつ雇用契約していたが、今は2年置きに雇用契約している。何れの場合も3度目の契約をすると終身雇用になる。新労働法の実施は組立て型の産業には不利になるかも知れないが、N社のような技術的な産業にとってはあまり変化はない。⁹⁾

⑨中国のインフレと日本のデフレおよび為替レートの影響

両国の物価事情のどちらにしても、日本の方が依然として高いので、現在の時点では影響はあまりない。

為替レートの変動リスクの影響に関しては、今後、元が一層高くなると、輸出に影響があり、輸出が難しくなる。

⑩N社の役員A氏の見解：

(i) 中国で成功し易い外資企業は、中国にない産業を扱う企業で、ヤクルトがその好例である。合併する場合の中国側企業は違う種類の企業でないと困難な場合が多い。同じ種類の企業同士の合併は上手く行く筈がない。もともととの競争的関係が潜在しているからである。いずれにしても、十分な市場調査を行った上で、企業進出するかどうかを慎重に決めるべきである。

(ii) 日本政府に対する期待

欧米系の海外進出企業に関しては、現地でトラブルが発生した場合、自国政府の関係者が現地政府と交渉しに来て、支援してくれる場合が多いが、それに比べると日本政府の場合には、こうした状況が少ないので、進出企業同士からなる日本商工会のような組織で自ら解決し合っている場合が多い。それ故、従来より政府にあまり頼ってはいないが、特に苦言も呈していない。敢えて言えば、アメリカのように、トップクラスの政治家を初め、政府がもっと積極的に海外の日系企業をサポートするべきである。しかし、別の日系企業によると、領事館などが良くやってくれているが、所詮人員が少なくて無理がある。日本領事館の場合農水省関係のスタッフも領事業務に翻弄されていて、本来の進出企業の世話にまで

手が回らないという現状にあるが、可能な限りで良くやってくれているという発言もある。
(iii) 中国に出資している日系企業が改善すべきところに関して、次の点を指摘している。
日系企業の弱点としては会議が多い。会議が多いのに決断が遅い。今の中国のスピードに合わない。

⑪中国政府に改善してほしいところ

法制度を変更するときに事前に相談がない。進出先の地方政府が、制度を突然に変更し、その政策を過去に遡って遡及させることである。中国の制度は世界レベルに接近しつつあるが、不備なところがまだ多い。例えば、ボーナスに関して、年2回のボーナスが普通であるが、大連市では違う。年1回だけのボーナスの場合には、税金優遇政策が適用されるが、年2回ボーナスの場合には、1回目は優遇されるが、2回目から普通の税金をかけるように突然変更される。N社は年1回のボーナス体制であるので、この点は直接には関係しないが、このような変更が頻繁に生じる。近代化しているところは法制度が完備されつつあるが、地方に行けば行くほど、法制度が整備されていない。

⑫大連市政府への印象

情報技術 IT とファッションなど高付加価値商品を重視している。組み立て型産業や農産品関係の外資企業に対して支援はあまりない。支援するどころか、大連から出てほしいと思われると感じている。

⑬中国労働者への印象

日本の労働者と比べると、責任感が低い。最初から仕事内容を決めるので、変更には応じない。日本のローテーションの慣行とはかなり違う。管理職も余計なことは一切しない。会社への改善提案もあまりしない。仕事は細分化され、自分の仕事の範囲を超えると引き受けない。

⑭求人面で外資合併企業と国営企業の逆転

当企業の役員 A 氏が最初中国に派遣された13年前（1996年）と比べると状況が大分違う。13年前は外資企業の方が給料も高くて人気があったが、現在は国営企業の福利厚生が厚いことで人気を集めている。

(C) 日系食品企業F社〈蘇州市〉

①資本構成等

この企業の場合、資本構成は日本が100%出資の調味料製造企業で、設立年次は2002年であり、社員構成は41名のうち、日本人スタッフが5名、中国人が36名である。A総経理（3年前から蘇州に派遣）とN副総経理がインタビューに対応して頂いた。

②餃子、メラミン事件（および金融危機）の影響

日本へ輸入された中国産の餃子事件やメラミン事件の影響が深刻に響いた日系企業もあった。特に日本向けの輸出が減少した。本来、調味料自身はこうした輸入食品の安全性面での事件の直接的影響は少ない筈だが、F社のように中国へ進出している日系冷凍食品・レトル

ト食品企業へ調味料を供給している企業にとっては間接的な影響があった。品質管理体制が厳しくなり、そのせいで撤退した企業もある。あるいは、この煽りで他社に売却した例（ポッカ飲料を四州貿易が買収）や惣菜を扱う食品企業（兼松食品）が2009年12月に閉鎖した例もある。この状況下で、欧米や韓国の企業は敏感に撤退した。

③日本政府への期待

進出企業の支援に対する日本政府への要望については、あまり期待していない。調味料は小さい産業で、政府に無視されている気がする。調味料業界には圧力団体としての戦略的な業界組織がない。現在、次の3つの仲間組織がある。（i）味噌・醤油・醸造業協会（例、キッコーマン等）、（ii）食品添加剤・化学調味料協会（味の素、キリン・フーズラック等）、（iii）天然調味料協会（F社、有明、司食品、協和発酵、焼津水産化学、日本水産等）。この3つめの組織は狂牛病の事件の際に自らを防衛するために組織された隙間業界の組織である。後者2つの協会は、殆ど交渉力が弱いため、商品のラベルに化学調味料とも天然調味料とも明確には表示できない状況にある。この点、日本政府への期待といえ、調味料に関して、表示のルールをきちんと作ってほしいという要望である。

昨年、この地域に進出してきた食品企業には、日本食研（焼き肉のタレ）、明香園（お茶）、高田香料、長谷川香料などがある。

④商品の販売と品質検査

商品の販売先は、輸出と中国国内販売が5割ずつである。輸出先は日本、ベトナム、シンガポール、香港等であるが、日本向けの輸出が全輸出の90%を占める。

進出企業に共通の問題として、食品の品質検査の問題がある。輸出許可を扱う本部局は北京と南京にあるが、これに加えて蘇州の輸出許可部局があり、地方の役所に対する対応が大変である。

検査するときに、外国検査機構が立ち会う。現地の供給者に信頼感がないため、認証をとっても信用できない。中国の検査で認められても、日本では受入れられない場合が頻繁に生じる。欧米向け輸出の場合も、外国検査機構が立会う。例えば、イギリスの検査会社が蘇州、山東省にあり、欧米人が駐在している。

検査に関しては、日本向けの輸出商品はダブル検査になる。まず、輸出ロット毎にCIQ（中国国家質量検疫局）に送り、その検査を受けることになるが、中国の分析機器の能力が信頼できないため、さらに、サンプルを日本に送って日本の検査機関の検査を受けることになる。

⑤今後の拡大意欲と日本以外の第三国とのFTAの影響

蘇州は上海に次いで労賃が高い。しかし、調味料業界は労働集約的な生産業種ではない上に付加価値の高い商品を生産しているので、賃金が少々高くてもやっていける。現在の中国では付加価値の高い調味料に対する需要が強く、F社の調味料の市場がもっと伸びると考えられるので、もちろん拡大していく。

料理店では、料理人の人件費が高くなっているし、料理人はしばしば職場を変える。料理

人が変わると、料理の味も変わる。その場合、チェーン展開をしている企業にとっては、店毎に味が変わるのを嫌う。調味料だからこそ、人件費が低くて済むし、味も変わらない。常に同じ味で勝負できるという強みがある。

また、日本以外の第三国との FTA の影響については、タイに食品工場を持っていて、中国とタイの間では原料輸入や製品輸出に関して FTA の恩恵を受けるので、中国と FTA を結んだ第3国からの競争の激化という面では全体的に特に強い影響はない。

⑥原料調達と中国のインフレおよび日本のデフレの影響

F 社の原材料の 90 % 以上は中国国内材料から調達しているので、中国のインフレ傾向に強く影響される。食品材料のインフレは特に著しい。それ故、F 社は現地のサプライヤーと良好な関係を保っている。

原料に関して、中国は売り手市場で売る側が強く、気に入られないと売ってくれない。製品に対する日本市場は逆に買い手市場で買う側が強い。中国ならではの付加価値を付けたもの（日本ではできないもの）を中国の食材に造詣の深い消費者向けに商売する。例えば、金華ハムのエキスや四川豆板醤など付加価値を付けた製品を扱う。付加価値が高いので、日本のデフレなどマクロ的な動きにはあまり影響されない。

日本向け輸出の方が利益率は高い。国内企業に対しては価格面では負けるので、輸出向けで利益を確保しておいて、中国国内向けに国内企業と競争していく。

⑦為替レートの変動リスク

為替レートの変動リスクの影響は大きいが特に対策は取らない。外部資金と運転資金の調整の組合せで対応する。現実には、米ドルでの取引が多いが、香港ドル、元、円など複数の通貨での決済の取引もあり、リスクはある程度ならされる。

⑧中国地方政府への要望

- (i) 現地の地域ごとに、各地方政府の規制や制度が異なっている傾向があり、相互に矛盾している場合がある。例えば、山東省と蘇州に同族会社があるが、両地方政府の政策が違い、日本の親会社の一つしかないので、どのように対処するか戸惑うことがある。また、その要求が担当官ごとに一貫していない。例えば、オリンピック開催地に食品を運ぶ際に、F 社は出品する 2 週間前に、商品履歴をレポートにしてファックスを送ることを要求され、しなければストップするという指令がきた。毎週水曜日に 30 枚～50 枚のレポートを送ったが、隣の昆山地域の食品会社はこれを要求されていなかった。こうしたことに対して日本政府の折衝があれば助かる。近く上海万博があるが、こうしたことがないことを願っている。
- (ii) F 社自身ではなく、隣の輸出会社の例であるが、蘇州の税関が輸出状況を何の前触れもなく調査して輸出税を課し、突然、過去に遡って取り立ててきた例がある。食品施行法に関して突然変更を申しつけられる。変更に対する調整の猶予期間が短く、さらに過去に遡って実施される例もある。法律的には日本以上に立派に出来ていて厳しいが、あまり誰も守らない。そんな厳しい法律を守ると、何もできないという印象が強い。食品衛生法が

あるが誰も守らない。外資系企業は守るが国内企業は守らない。そのため、日本産のもの（特に粉ミルクなど）の信頼度が高い。

⑨この地域を選択した理由

蘇州に進出した理由は、中国沿岸部が急成長している市場であることに加えて、もともと中国に商品を出していた経緯があった。そのうち、現地で作った方がよいということになり、さらに、市内の経済開発区でインフラが整っていることを考慮した。また、工業園区内の会社がお互いに情報を提供しているのもこの進出地域のメリットである。例えば、高田工場、長谷川工場など。

2008年に新しい労働契約が実施されてコストは上昇したが、付加価値の高い商品で勝負しているので、特に深刻な影響はない。

税金に関しては、設立当时には優遇されたが、それは去年で停止された。

⑩インフラと環境規制

蘇州工業園区自体はインフラが優れているので、特に問題がない。

電気に関しても停電したことはない。去年、一昨年に上海では停電したことがあるが、蘇州工業園区ではなかった。現在は、上海でも停電したことはない。

ガスに関しては、去年と一昨年はガスが足りなかったが、今年は大丈夫である。但し、ガスの検査は厳しい。

ロジスチック（物流）面ではやや問題がある。物流面での保証が低いので日本に比べて問題である。例えば、届いた時点で壊れた物は保証するが、途中で落ちて壊れた物は保証しない。

蘇州工業園区では環境規制が厳しい。例えば、会社内部の緑地面積の占有率は30%以上、外から会社の中を見えるような壁にしなければならない。消防用の通路は最低5メートルの広さが必要とされ、会社の敷地内では社員の寮を立てるのは禁止されるなどの厳しい環境規制がある。

⑪中国でトラブルが起こった場合に選択できる手段

手段としては幾つかあるが、いままで深刻なトラブルはなかった。採用できる手段としては、日商クラブに陳情する。場合によってはCSSD（中国・シンガポール蘇州工業園区開発股份有限公司）に文句をいう。また、もう一つ、中国共産党政府の幹部が工業園区内に駐在しているので、そこへも陳情できる。

⑫中国現地スタッフの印象と人材確保および社員教育

中国現地スタッフは転職が多い。金銭的な問題に関しては日本と違い、強く主張する。F社（蘇州）も待遇に関する相談の場を設けて、積極的に社員の意見を聞いているので、現段階では特に問題はない。他社と違い、F社（蘇州）の中国スタッフはお互いに助け合い、日本的な雰囲気がある。この点に関しては、会社は組織的にも上手くいっている。

蘇州工業園区の隣には人材市場があるので、人材募集しやすい。別のところでは単純労働者が不足しているが、F社の場合、単純労働者はそれほど必要ないし、募集して待遇さえよ

ければ人材が集まる。労働意欲の高い人が多い。毎年2名ずつ、2週間程度で日本への派遣制度がある。中国社員36名の中で、9人が日本に派遣されたことがある。その9名は現在グループリーダーになっている。

6. 終わりに

本稿の研究において、トービット・モデルの適用による分析からは、以下の点が明らかにされた。日系食品農業関連企業の海外事業展開（海外直接投資 FDI）は1980年代後半に急増しており、特に東アジア、中でも中国やフィリピン等のアセアン地域で大きく拡大した。しかし、他の進出地域に比べると、アジア太平洋地域へ進出している日系食品農業関連企業の場合には、その企業当りの海外直接投資額は小さい傾向が見られる。特に NAFTA 地域へ進出している日系食品農業関連企業の場合には、その海外直接投資額は大きく、また、EU 地域への進出企業の場合には両者の中間的な規模の海外直接投資額となっている傾向が見られる。容易に理解されるように、売上額や従業員の規模の大きい日系食品農業関連企業の場合ほど、その海外直接投資額も大きい傾向が見られる。

また、中国遼寧省の大連市と瀋陽市および江蘇省の蘇州市における企業訪問調査からは、以下の点が確認された。どちらの調査地域も経済発展の著しい中国沿岸部であり市内の経済開発区内部で操業しているため、インフラの条件には相対的に恵まれており、特に深刻な問題には直面していない。これらの地域では、数年前までは、外国資本を積極的に誘致するため、外資系企業に優遇措置を与えてきたが、最近では、優遇措置を与える業種を、奨励業種、制限業種、禁止業種の3つに分類しており、当初、奨励業種に分類された産業でも進出後、数年で、制限業種に切り替えられている業種もある。さらに、進出の奨励業種として分類された企業の場合でも、営業利益申告開始後、2年間は税金免除、次の3年間は税金を半減するが、この期間を過ぎると優遇措置はなくなり、国内企業と同等の扱いとなる制度（二免三減制度）が適用されていた。しかし、この制度も2007年以降は適用を廃止する地方政府が一般的になっている。今回、訪問した企業は全て、この優遇措置の適用の期間を過ぎていたのが実情である。

今回、訪問調査した企業が共通に問題点として挙げていたのは、

- ① 地方政府が規則をしばしば前触れもなく突然に変更し、しかもその変更した規則を過去に遡って適用することである。
- ② 地方政府の規制が地域により一貫していないことである。このことは、共通の親会社が異なる地域の子会社の直面する問題に対処するのを困難にしているという。
- ③ 中国の製品品質検査の技術が国際的に低く、信頼できないため、サンプルを日本側に送って日本の検査機関に依頼せざるを得ないことである。

そのため、先ず中国の品質検査局の検査を受けても海外で承認されない場合がある。それ

故、再度、日本側の検査を受けなければならないという点が問題である。また、大連工業大学の食品科学の教授の話では、現行のように、製品のサンプルを日本に送って品質検査を受ける制度の問題点として、送るサンプルの部分だけ厳格に製造し他の大部分の製品は必ずしもそれと同等な厳格さでは製造しないという抜け道を追求する企業も生じうる点も指摘している。

④新品種の保護に関する国際条約を厳格に守らない

⑤海外進出企業に対する日本政府の支援対応については、一部の企業の話では、欧米の進出企業の場合には、現地で何か不都合な問題やトラブルが発生すると、本国の政治家が出てきて解決に向けて現地政府と交渉することが多いが日本政府の場合にはこうしたことが比較的少ない点を指摘した。しかし、別の企業は、日本領事館が比較的良くやってくれている場合もあるが、人員が少ないため農水省関連のスタッフも領事業務に翻弄されていて人手不足の状態にあることが問題という点を指摘している。

⑥食品企業にとっては、日本での餃子事件やメラミン事件の影響はかなり響いており、これが原因で撤退した企業も何社かあったという。

以上のことから、日系食品企業の海外事業展開は、地域によって異なるものの、世界全体を対象としたモデル分析の帰結によると、適当な支援策と改善努力があれば、輸出拡大の観点からはかなりの展望があると判断できる。また、現段階では、市場としての成長性が高い中国での動向が注目されるが、NAFTA 地域や EU 地域への進出企業に比べて、その企業当りの海外直接投資額の規模が小さいことからわかるように、今後、まだこの地域での拡大の余地が大きいといえる。しかし、それを実現させるためには、上述したような幾つかの問題点に効果的に対処する政府の支援が必要である。

注：

- 1) 本稿の分析は、現在取り組んでいる長期的な研究プロジェクトの前段部分である。この分析に続いて、①日系食品農業関連企業の海外事業展開の過程で生じる原材料・部品の海外調達（アウト・ソーシング）や製品の輸出供給を通じて、いかなる影響が我が国農業に及ぶかについて解明すること、さらに、②現在、我が国が直面している自由化圧力の中で、望ましい水準の自給率を達成しつつ国内農業を活性化させる方策をこうした海外進出企業の活動に絡めて論じることを、本稿の調査分析に続くより長期的な研究プロジェクトの課題として取組みつつある。
- 2) このことを通じて、日本の食料自給率の議論や FTA/EPA 交渉のあり方について検討することも今後の長期的な研究プロジェクトの重要な項目である。
具体的には、進出企業の立地選択、食料農産物の供給・市場適応行動とその貿易市場への波及効果に関する計量分析（マクロ的接近）と当該進出企業の経営状況に関するパネルデータ分析（ミクロ的接近）との接合による政策シミュレーション分析を行い、国際市場条件の変化、進出地域内での制度変化および国内政策変更の経済的波及効果について同時方程式および一般均衡体系を適用して計量的に分析することである。これらは、本稿の分析と併行して進めつつあるが、その分析の成果は次年度以降に予定している。
- 3) 政策決定等への期待される波及効果としては、これに続く長期的な研究プロジェクトの成果をも含めて、

以下のように表現できる。

国際的に展開しつつある日本の商社や食品メーカーによる開発輸入および産業内貿易活動は、その完成品としての食料農産物やその加工品の貿易だけでなく、その原材料・部品や中間投入物のアウト・ソーシングの誘発を通じて、全体としての貿易拡大につながっている。また、京都議定書において地球温暖化防止の一つの方策としてクリーン開発メカニズム（CDM）が提言されている。このことに関して、途上国において、カーボン・オフセットあるいはカーボン・ニュートラルな資源循環型の持続的農業・食品産業に対する技術協力の形で日系企業が進出しつつある。

本分析に続く長期的な研究プロジェクトにおいては、こうした進出企業の海外事業展開を、その原材料調達と製品供給の双方における経営行動の規定要因および各々の貿易市場への波及効果を解明することにより、食料農業部門において産業内貿易に基づく逆輸出攻勢の可能性を実証的に検討することを意図している。この成果は、（１）間接的には地域農業の振興方策につながり日本の自給率政策の議論に貢献しうる。また、（２）日中間の野菜貿易の例のように、開発輸入される食品・農産物の安全性基準等の国際的調整や検疫制度等の非関税障壁の統一化の議論に資する。あるいは（３）農業・食品加工部門における日系企業の海外事業展開や技術協力の影響評価を通じて、FTA や EPA 等の地域貿易協定およびアジア・太平洋共同体構想の交渉において、農業・環境面での技術協力・援助と引き替えに有利な条件を引き出す議論に貢献する。特に、（４）農林水産省は数年前から「東アジア食品産業共同体構想」（21世紀新農政2006）を表明し、「守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」という姿勢で、戦略的かつ前向きに対応することを宣言している。本稿の分析に続いて、現在取り組みつつある一連の研究は、日系食品企業の海外事業展開に関して、国内農業や現地経済への波及効果と国際市場への影響を計量的に実証するものであり、その際の支援策の必要性、有効性について実証的に論じることを内容としている。それ故、その成果は、現在政府が取り組んでいる喫緊の政策課題「東アジア食品産業活性化戦略」、つまり、東アジア等の活力を活かして日本の食品・農業部門の国際競争力を強化すると共に、東アジア諸国の食品・農業部門の発展に寄与することを通じて、双方が利する貿易関係を構築する政策の具体的提案に貢献することが期待される。

- 4) 具体的には、海外進出の阻害要因となる内外の制度、企業進出の意志決定に必要な情報の整備の程度、進出にあたっての融資、保険等の支援策の程度、進出先における食品安全基準のコーデックス基準との調和の程度、模倣品など知的財産権侵害の程度等の情報を体系的に収集してパネルデータ化することが次の段階の分析課題である。従来、こうした情報は不完全な形で記述的に収集されるだけで体系的には整備されてなかった。本稿の分析に続く長期的な研究プロジェクトでは、これらの情報を可能な限りデータベース化した上で、企業の海外進出の意志決定、立地選択の行動規定要因を「質的選択モデル」（ネステッド・ロジットモデル、一般化トービットモデル等）の手法により計量的にパネル分析することを通じて、進出企業とその受入れ国双方が利するグローバルな農業・食品産業活性化を実現する方策を解明することを意図している。
- 5) 中国への海外進出企業は、その資本構成により表5のように類型化される。外資導入ガイドラインでは、外資に対する主な奨励、制限として、以下の事項が示されている他、一定の業種に対しては出資比率を規制している。

〈奨励業種〉

2005年1月の改定で従来の262項目から257項目に減少した。奨励プロジェクトのメリットは、総投資額内での輸入設備に関わる売上税、関税が免除される。

〈許可業種〉

奨励、制限、禁止のいずれにも属さない業種であり、リストアップされない。2005年1月の改定で従来の75項目から76項目に増加した。

〈制限業種〉

制限類に分類される場合、審査・認可は厳しく、かつ時間がかかるなど認可条件が厳しくなり、簡単に認可されない。

〈禁止業種〉

環境汚染をもたらす、国家の安全を損ねる、中国固有の製造プロセスあるいは技術により生産するといった条件の一つでも満たすような外国からの投資は一切認められない。2005年1月の改定で従来の34項目から35項目に増加した。

表5 独資・合弁・合作・委託加工の違い

	外商独資企業	合弁企業	合作企業	委託加工
最低登録資本金と出資比率範囲	・3万元～ ・100%	・3万元～	・3万元～	・なくても可
特徴	・外国企業が100%出資	・通常外国側出資が25%以上	・原則として25%以上出資（100%も可） ・出資比率にかかわらず、契約（合作条件）で利益の享受と危険負担を決定 ・投資の先行回収が可能	・加工貿易 ・原材料を輸入し、加工した製品を輸出
メリット		・投資負担を軽減 ・中国側パートナーのハード・ソフト面での既存の条件を利用することができる ・現地に精通しているパートナーを持つことにより、現地で発生する問題に対処しやすい		
デメリット	・現地でのノウハウをゼロから習得する必要あり	・合弁相手との意見調整が必要 ・商習慣などの違いにより問題が発生しやすく、紛糾する可能性が大きい	・契約内容により、赤字でも利益保証を行う必要が発生	
留意事項	・現地法人は自社製品のみ販売可能（商業企業を別途設立）			

（注）合作企業とは、契約によって経営方式、資本の回収、利益の分配、責任の分担などを取り決める方式の会社である。①中国側が現物出資した土地・建物などを正確に評価しなくてもよい（利益分配などは出資比率によるのではなく、出資条件により決定してもよい）。②法人を設立しない形態も可能。

（資料）日中経済協会「中国投資ハンドブック」2006年

6) 製造業に対する投資関連優遇措置

2007年3月の全国人民代表大会において、外資系企業に対する税制優遇策の廃止及び見直しが決定され、2008年1月1日より施行された。2007年3月末現在の外資に対する主要優遇税制は以下の通りであった。

表6 最近の主な優遇措置と条件

外資系企業の条件	企業所得税の減免措置
・経済特区内の企業 ・経済技術開発区、保税區及び輸出加工区内の生産型企業 ・ハイテク産業開発区内のハイテク企業に認定された企業	一律15%の優遇税率適用
・経営期間10年以上の生産型企業	利益計上後、2年間免除、3年間半減（二免三減）
・製品の70%輸出型企業	二免三減終了後も半減（下限税率10%）
・先進技術企業に認定された企業	二免三減終了後も3年間半減措置を延長（下限税率10%）

（資料）関係税法を基に日本総合研究所が作成

（注）2007年3月の全国人民代表大会で外資系企業に対する優遇税制は、廃止・見直しが決議された。

改正企業所得税法は2008年1月1日より施行された。

出所）文献〔6〕

なお、上海など財政力の大きい市では、市の開発区が規定の優遇税率24%の所得税を徴収し、その後9%の税を還付することにより、国家級開発区と実質的に同じ15%の優遇税率が受けられるようにしている。また、3%の地方所得税についても、地域により異なるが、減免措置が実施されている。

7) 植物の新品種の保護に関する国際条約

植物の新品種の保護に関する国際条約（International Convention for the Protection of New Varieties of Plants）は、1961年にパリで作成され、1972年、1978年、1991年に改正された国際条約である。この条約に基づいて設立された国際機関である植物新品種保護国際同盟の仏語略称 UPOV（Union internationale pour la protection des obtentions végétales）に因み、UPOV 条約と通称される。

この条約の目的は、植物の新品種を育成者権という知的財産権として保護することにより、植物新品種の開発を促進し、これを通じて公益に寄与することであり、このために植物新品種の保護の水準等について国際的なルールを定めている。（出典：Wikipedia、UTC 版、UPOV 条約 より）

2006年9月現在のこの条約の締約国は、62か国である。日本は1991年改正条約を締結している。中国は1978年の改正条約しか批准していない。

- 8) WTO 加盟以降、外資に対する投資規制は大幅に緩和されてきており、商業性企業（卸・小売・貿易等、商社機能を有する企業）に関しては2004年12月、外資100%での設立が認められるようになった。
- 9) 2008年の新労働契約法のもとでは、1年ごとの雇用契約から2年または1年ごとの雇用契約に改正され、且つその何れにせよ3度目の雇用契約からは自動的に終身雇用になるよう改正された。同時に中小企業に関しては厳格には適用されていなかった「5険1金」（5種類の保険と住宅手当）を企業側が負担するという原則が全ての企業に課せられるようになった。

参考文献

- [1] 経済産業省貿易経済協力局「（第38回）我が国企業の海外事業活動」、2009年8月
- [2] 東洋経済「海外進出企業総覧」（会社別編および国別編）、各年版
- [3] 総合企画センター大阪「2009年食品企業の海外戦略調査Ⅰ」、2009年7月
- [4] 加賀爪優「東アジア共同体構想における農業・環境問題と産業内貿易の意義」、『生物資源経済研究』、第14号、2009年3月、43～63頁
- [5] 若杉隆平「日本企業の直接投資」『三田学会雑誌』、90巻2号
- [6] 農林水産省「東アジア食品産業事業展開支援マニュアルー 中国：食品製造業 ー」（東アジア食品産業活性化戦略）、2007年3月
- [7] 日中経済協会『中国投資ハンドブック』、2006年

（受理日 2010年1月13日）